報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第11号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年9月9日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 和解の相手方 (省 略)

2 事故の概要

令和3年4月15日午前11時40分頃、一般県道新居浜東港線(宇高町一丁目6番18号地先路上)において、北進中の公用車と南進してきた相手方の小型自動車とが接触し、双方の車両が損傷した。

- 3 和解の内容
- (1) 新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、 金5,566円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、公用車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、

金1万4,465円の支払義務があることを認める。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。